



エキサイト株式会社広告掲載基準

第一版2007年2月19日発行 2016年08月01日改正

< 目次 >

その1：全般

1. エキサイトの広告倫理
2. エキサイトの広告掲載基準全般
3. 全ての広告における掲載禁止企業
4. 全ての広告における掲載禁止プロモーション/商品

その2：個別に掲載基準を設けているサービス/業種/商品

1. 消費者金融
2. キャッシング
3. 銀行、信用金庫、信用組合
4. クレジットカード
5. FX・先物取引・証券・不動産投資・オーナー募集（委託商法）
6. 会員募集
7. モニター募集
8. 医療機関
9. エステティックサロン、その他
10. 治験
11. 医薬品・化粧品・健康食品・医療用具
12. 各種学校・専門学校・養成所
13. 資格取得・通信教育・自己啓発・情報商材
14. 代理店・フランチャイズ・内職・副業の募集
15. 結婚紹介・出会い・お見合いパーティー
16. 悩み・人生相談・風紀
17. 思想・信条・政治・宗教・意見
18. ギャンブル
19. 酒類
20. 人材派遣
21. 無体財産及びアマチュア規定
22. 比較広告
23. 探偵
24. リサイクル
25. 並行輸入ブランド商品
26. チケット販売
27. ペニーオークションサイト
28. 懸賞サイト・ポイントサイト
29. 国家資格を有する業種（弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・公認会計士・税理士）

その3：クリエイティブに関する注意事項

その4：注意事項

その1：全般

1. エキサイトの広告倫理

- ① エキサイトの品位を汚すものであってはならない。
- ② 嘘、誤解を招くものであってはならない。
- ③ 法令に違反するものであってはならない。
- ④ 社会倫理に沿うものであり、公序良俗に反するものであってはならない。
- ⑤ 既存の広告主、債権者、株主等の利益を害するものであってはならない。

2. エキサイトの広告掲載基準全般

下記の広告については掲載禁止とする。

- ① 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明な広告。(広告のリンク先ページには、会社名及び電話・メールアドレス・住所などの連絡先が記載されていること、またはそれらが記載されているページへのリンクが設けられていることが必須である)
日本法人、またはそれ相当の窓口がない企業の広告。
- ② 広告のリンク先ページ内に、ユーザーに対する断りもなく、広告主とは異なる企業が運営するページに自動的に遷移する広告。また、ユーザーに断りなく、またははっきりと明示せずアプリケーションやスパイウェアをインストールする広告。
- ③ 広告内容に虚偽があるか、誤解される恐れのある記載が含まれている広告。
- ④ 公正・客観的根拠がなく、最大級、絶対的な表現を使用している広告。
- ⑤ 医薬品、医薬部外品、化粧品または医療用具の名称、製造方法、効能、効果または性能に関して、虚偽または誇大な記載を含む広告、その他薬機法・景表法により禁止されている広告。
- ⑥ 法律、政令、省令、条例、条約、公正競争規約に違反、またはその恐れのある広告。
- ⑦ 犯罪行為を誘発する恐れのある広告。
- ⑧ 他者の商標権、著作権等の知的財産権、肖像権、その他の権利を侵害する広告。
- ⑨ 他者の名誉・信用・プライバシーの侵害、営業妨害をする広告。
- ⑩ 当該広告をすることが広告主と他者との契約の内容に抵触することとなる広告。
- ⑪ 非科学的又は迷信に類するもので迷わせたり、不安感を与える恐れのある広告。
- ⑫ 詐欺的または健全性を欠いた経済行為に係る広告。
- ⑬ 内外の国家、民族等の尊厳を傷つける広告。
- ⑭ 未成年者に対する配慮に問題がある広告。
- ⑮ 消費税法の総額表示方式に則っていない広告。
- ⑯ ユーザーに断りなく、またははっきりと明示せず、取得した個人情報を転用、転売する恐れのある広告。
- ⑰ 法人格を有しない団体または個人事業主等が広告主となる広告。
- ⑱ その他、エキサイトが掲載不可と認めた広告。

3. 全ての広告における掲載禁止企業

- ① Google
- ② その他のポータルサイト、競合サービスサイトについては個別判断とする。

4. 全ての広告における掲載禁止プロモーション/商品

A： Excite 及びExcite ネットワークサイト全てにおける掲載禁止プロモーション/商品

- ① タバコ（電子タバコ含む）や脱法ドラッグ、厚生労働省未承認の医薬品、医療機器
- ② アダルト商品、成人向けソフト/コンテンツ（DVD、書籍、ビデオ等を含む）
- ③ 風俗店、風俗店情報サイト
- ④ 売春や援助交際の斡旋、又はこれらの美化、推奨
- ⑤ オンラインカジノや海外宝くじなど、日本政府により許可されていないギャンブル行為
- ⑥ ネズミ講、連鎖販売取引、モニター商法、内職商法、またそれに準ずる形態のビジネス（ネットワークビジネスなどを含む）を推奨、紹介するもの
- ⑦ 個人情報売買などプライバシーを侵害する恐れがあるもの

- ⑧ 防犯商品（盗聴に流用される小型カメラ、赤外線カメラなどを含む）
- ⑨ 銃器、スタンガン、刃物、催眠スプレーほか武器に相当する商品
- ⑩ 霊感商法など非科学的で人心を迷わす恐れのあるもの
- ⑪ 伝言ダイヤル、ダイヤルQ 2、ツーショットダイヤル
- ⑫ 加持、祈祷及び宗教の勧誘、布教活動に関わるもの
- ⑬ 債権取り立て、示談引き受け
- ⑭ 薬機法により禁止されている広告（厚生労働省が許可していない、いわゆる個人輸入代行業者が扱う「医薬品」や「医療用具」などを含む）
- ⑮ 伸長を標榜する機器/衣料品、隆鼻器、視力回復器、針式脱毛器、豊乳器、痩身効果を標榜する衣料品

※ 関連法規、条例、業界規制などに違反、またはその恐れがあるもの

※ 広告のリンク先ページに①～⑮に該当する広告が掲載されている場合を含む

B : Excite 該当競合サービス面における掲載禁止プロモーション/商品

※ 掲載可能なパートナーサイトにつきましては担当営業にお問い合わせください。

その2：個別に掲載基準を設けるサービス/業種/商品

次に挙げるサービス/業種/商品については、掲載基準を個別に設ける。

1.消費者金融

下記のいずれかを満たす企業の広告を掲載する（不動産担保ローンもこれに準ずる）

- ① 東証、大証（一部、二部）、ジャスダック上場企業であること
- ② 東証、大証（一部、二部）、ジャスダック上場企業の100%出資子会社（消費者金融会社の子会社も、100%出資の場合可）
- ③ 銀行系（銀行からの出資比率が33.4%以上の場合に限る）

2.キャッシング

原則として銀行法の規制を受けている企業の広告を掲載する（いわゆる、銀行系消費者金融）

3.銀行、信用金庫、信用組合

掲載可能だが、銀行が発行するキャッシングを主な目的としたクレジットカードのプロモーションを行う場合は、消費者金融/キャッシングの掲載可能な広告商品での掲載とする。

4.クレジットカード

- ① 単独で国際知名度があり、国際使用が可能と判断されるカード発行企業（VISA、Master、アメックス、ダイナース）及びその加盟店契約会社の広告を掲載する
- ② 国際使用はできないが、JCB の広告は掲載する

5.FX・先物取引・証券・不動産投資・オーナー募集（預託商法）

下記のいずれかを満たす企業の広告に関して、掲載可能とする。

- ① 上場企業
- ② 上場企業の100%出資子会社
- ③ エキサイトが定める下記の媒体へ、6ヶ月以内に出稿実績がある
・日本経済新聞・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・日経金融新聞・日経マネー

※FX・先物取引は、上記条項を満たしていなくても、自己資本規制比率300%以上であれば、掲載可能とする。

6.会員募集

レジャー産業の会員募集については、以下の条件を満たしているものに限り掲載可能とする。

- ① 監査官庁の許可を得ているもの
- ② 投機をあおる表現を用いていないもの
- ③ 施設の完成予想図・写真等には虚偽がなく、誇大にわたらず節度あるものと認められるもの

7.モニター募集

広告主が責任を持って個人情報を保護・管理し、以下の条件を満たしているものに限り掲載可能とする。

- ① 広告主の名称・住所・代表者氏名・連絡先の記載がある
- ② 目的、内容、経営実績を明確にすること
- ③ リンク先に期間、人数、選定方法を明記している
- ④ 内容、費用の有無が明記されている
- ⑤ 「顧客情報を本件以外に使用しない」旨を明記している
- ⑥ 個人情報を入力したあとに別のサービスへと恣意的に誘導しない
- ⑦ 登録したユーザーに対して無理な勧誘はしない

8.医療機関

A: 病院、医院、診療所などの広告（医療法第6条の5、第6条の6、第6条の7参照）【全般】

・以下の項目を満たしている場合は掲載可能

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、略歴
- ⑤ 診療日、診療時間、予約診療の実施の有無
- ⑥ 法令に基づき指定を受けた病院・診療所または医師・歯科医師である旨
- ⑦ 入院設備の有無、病院・診療所の施設・設備に関する事項（写真・映像も可）など
- ⑧ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- ⑨ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- ⑩ 前各号に掲げる事項のほか、医療法第14条の2第1項第4号に掲げる事項
- ⑪ その他厚生労働大臣の定める事項医療法に定められた事項以外は広告できない

・広告禁止事項

- ① 技術的事項（死亡率・術後生存率など）
- ② 未承認医薬品による治療
- ③ 医療関係者・学者などの談話、患者の体験談等
- ④ 案内書等の送付、無料相談、テープ案内、院内ローン等、費用を強調した広告や営業につながる広告

B:【美容を目的とした】病院、医院、診療所、専門外来などの広告

・広告出来る事項

- ① 医療、検査、手術その他の治療に関する事項（顔のしみ取り、イボ・ホクロの除去、歯列矯正など）
- ② 薬機法の承認または認証を得た医薬品・医療機器による検査、手術その他の治療方法（眼科用レーザー角膜手術装置の使用による近視手術など）

※ただし、公的医療保険が適用されない旨と標準的な費用の併記が必要。

※掲載するにあたり、Aの条項を満たしていること。

・広告禁止事項

- ① 整形訴求、および美容整形/形成外科医院などの広告。ただし、企業広告に限り掲載可能とする。
- ② ビフォーアフターの画像
- ③ 患者による感想、体験談等

9. エステティックサロン、その他

A: 医療行為が伴わない審美・美容関連の広告

- ① 医療行為が伴うサービスは告知できない（例；レーザー脱毛、電気脱毛）

※ただし、医療行為が伴うサービスの場合は、Bの範囲で掲載可能とし、医師が行うこと・院長もしくは治療責任者の経歴を紹介するページを必須とする。

- ② 掲載禁止サービス

ケミカルピーリング、カラーリング（入れ墨行為）、ピアス（身体に穴を開ける行為）、冷凍美容、「永久脱毛」の表示がある場合。

- ③ 効果に関する過剰表現の禁止・モニター広告に関する禁止事項

- ・機器・手技等による美容サービスで、あたかも当該美容サービスのみにより痩身が可能であるかのような表現。
- ・通常あり得ないような短期間で急激な痩身が可能であるかのような表現。
- ・利用者の体験例につき、架空の体験例を掲載したり、利用者の体験例のうち事業者にとって都合のよい部分のみを掲載するもの。

・効果を数値で示す場合、その根拠が必要。（公的なコンテスト入賞者のデータは掲載可能とする）

※公式コンテストとは、主催者以外の一般広告（交通広告、雑誌広告、折込チラシなど含む）で告知を行うコンテストを指す。

- ④ 価格表示に関する注意

・実際の料金を著しく安く見せかけることを企図し、根拠の乏しい料金と比較対照し記載した二重価格表示を行うこと禁止。

※二重価格：「二重価格」とは、安価の印象を与えるため市価よりも高い価格を市価と称し販売価格に併記すること。

「二重価格」に対する最新の考え方では、セール開始前8週間のうち過半の期間の販売実績を通常価格とし、これと比較を行うことは可能としている。

- ・実態のない「モニター半額」表示等
- ・複数回にわたる長期サービスの一括契約しか行なわれていないにも関わらず、あたかも1回毎のサービス取引が可能なような誤解を与える表現

B：その他

- ① あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復師等の広告は、施術者が必要な国家資格を取得していること。また、これらに関する特別法で定められた事項以外は掲載禁止
- ② 整体・気功・アロマセラピー・カイロプラクティック等の民間療法の広告で、施術者が国家資格を保有しているかのような表現は禁止

掲載できる事項

- ① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ② ①に規定する業務の種類
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 施術日又は施術時間
- ⑤ その他厚生大臣が指定する事項

10. 治験

以下の条件を満たす場合のみ、掲載可能とする。

- ① 製薬メーカーの場合は、日本製薬工業協会に加盟していること
- ② 治験受託社の場合は、日本CRO協会または日本SMO協会に加盟していること

11. 医薬品・化粧品・健康食品・医療用具

薬機法による広告表現規制については、東京都福祉保健局の資料を参考としてください。

・東京都福祉保健局 医薬品等の広告規制について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

・東京都福祉保健局 健康食品の取り扱いについて

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/index.html

A：医薬品/ 医薬部外品/ 医療用具

- ① 医薬品----医薬品である旨の記載があること（日本での承認がある場合に限る）
医薬部外品----医薬部外品である旨の掲載があること（日本での承認がある場合に限る）
医療用具----医療用具である旨の記載があること（日本での承認がある場合に限る）
- ② 承認を受けた効能効果の範囲内でのみ広告が可能。条件付承認の場合は、当該条件も記載が必要
- ③ 安全性や効能効果を保証する文言がないこと
- ④ 安全性や効能効果において、「最大級」やこれに類似する表現がないこと
- ⑤ 医療用薬品について、一般人を対象とする広告は禁止とする（OTC薬品は可）
- ⑥ 医療関係者や一般人に影響力のある団体等の推薦文言は、原則として禁止する
- ⑦ 購入をおおるような懸賞付きの広告は禁止とする
- ⑧ 懸賞、サンプリングとして医薬品を享受しないこと（医薬部外品のサンプリングは可）
- ⑨ 不安感を与える広告は禁止する
- ⑩ 要指導医薬品については対面販売をしていること
- ⑪ 医薬品の効能効果に関する口コミ、レビューを表示していないこと

＜薬用化粧品の種類と標榜できる効能、効果＞

薬用化粧品の種類	効能、効能
1. シャンプー	<p>ふけ・かゆみを防ぐ。</p> <p>毛髪・頭皮の汚臭を防ぐ。</p> <p>毛髪・頭皮を清浄にする。</p> <p>毛髪・頭皮を健やかに保つ。</p> <p>毛髪・頭皮をしなやかにする。</p>
2. リンス	<p>ふけ・かゆみを防ぐ。</p> <p>毛髪・頭皮の汚臭を防ぐ。</p> <p>毛髪の水分・脂肪を補い保つ。</p> <p>裂毛・切毛・枝毛を防ぐ。</p> <p>毛髪・頭皮を健やかに保つ。</p> <p>毛髪・頭皮をしなやかにする。</p>
3. 化粧水	<p>肌荒れ。荒れ性。</p> <p>あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。</p> <p>油性肌。</p> <p>剃刀まけを防ぐ。</p> <p>日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。</p> <p>日やけ・雪やけ後のほてり。</p> <p>肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。</p> <p>皮膚を健やかに保つ。皮膚に潤いを与える。</p> <p>皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。</p>
4. クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油	<p>肌荒れ。荒れ性。</p> <p>あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。</p> <p>油性肌。</p> <p>剃刀まけを防ぐ。</p> <p>日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。</p> <p>日やけ・雪やけ後のほてり。</p> <p>肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。</p> <p>皮膚を健やかに保つ。皮膚に潤いを与える。</p> <p>皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。</p>
5. ひげそり用剤	<p>剃刀まけを防ぐ。</p> <p>皮膚を保護し、ひげを剃りやすくする。</p>
6. 日やけ止め剤	<p>日やけ・雪やけによる肌荒れを防ぐ。</p> <p>日やけ・雪やけを防ぐ。</p> <p>日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。</p> <p>皮膚を保護する。</p>
7. パック	<p>肌荒れ。荒れ性。</p> <p>にきびを防ぐ。</p> <p>油性肌。</p> <p>日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。</p> <p>日やけ・雪やけ後のほてり。</p> <p>肌をなめらかにする。</p> <p>皮膚を清浄にする。</p>
8. 薬用石けん（洗顔料を含む）	<p>＜殺菌剤主剤のもの＞</p> <p>皮膚の洗浄・殺菌・消毒。</p> <p>体臭・汚臭およびにきびを防ぐ。</p> <p>＜消炎剤主剤のもの＞</p> <p>皮膚の清浄、にきび、剃刀まけおよび肌荒れを防ぐ。</p>

B：化粧品

承認を受けた薬用化粧品は、その効能・効果の表現については承認範囲内に定められており、承認を要しない化粧品の効能表現にも制限があり、掲載に際し注意を要する。（平成12年12月28日医薬発第1339号）

<化粧品を販売する際に許されている効能・効果>

番号	表示、効能の範囲	番号	表示、効能の範囲
1	頭皮、毛髪を清浄にする。	31	肌にツヤを与える。
2	香りにより頭皮、毛髪の不快感を抑える。	32	肌を滑らかにする。
3	頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	33	ひげを剃りやすくする。
4	毛髪にはり、こしを与える。	34	ひげそり後の肌を整える。
5	頭皮、毛髪にうるおいを与える。	35	あせもを防ぐ（打粉）。
6	頭皮、毛髪うるおいを保つ。	36	日やけを防ぐ。
7	毛髪をしなやかにする。	37	日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
8	クシどおりをよくする。	38	芳香を与える。
9	毛髪をつやを保つ。	39	爪を保護する。
10	毛髪につやを与える。	40	爪をすこやかに保つ。
11	フケ、カユミがとれる。	41	爪にうるおいを与える。
12	フケ、カユミを抑える。	42	口唇の荒れを防ぐ。
13	毛髪の水分、油分を補い保つ。	43	口唇のキメを整える。
14	裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	44	口唇にうるおいを与える。
15	髪型を整え、保持する。	45	口唇をすこやかにする。
16	毛髪の帯電を防止する。	46	口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
17	（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。	47	口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
18	（洗浄により）ニキビ、アセモを防ぐ（洗顔料）。	48	口唇を滑らかにする。
19	肌を整える。	49	△シ歯を防ぐ。（*）
20	肌のキメを整える。	50	歯を白くする。（*）
21	皮膚をすこやかに保つ。	51	歯垢を除去する。（*）
22	肌荒れを防ぐ。	52	口中を浄化する（歯みがき類）。
23	肌をひきしめる。	53	口臭を防ぐ（歯みがき類）。
24	皮膚にうるおいを与える。	54	歯のやにを取る。（*）
25	皮膚の水分、油分を補い保つ。	55	歯石の沈着を防ぐ。（*）
26	皮膚の柔軟性を保つ。	56	乾燥による小ジワを目立たなくする。
27	皮膚の乾燥を防ぐ。		
28	皮膚を保護する。		
29	肌を柔らかげる。		
30	肌にはりを与える。		

* 使用時にブラッシングを行う歯みがき類に限る。

注1…例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注2…「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注3…（ ）内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

C：保健機能食品

① 特定保健用食品/ 栄養機能食品

・国の許可を受けた効能効果の範囲内において標榜できる

② 機能性表示食品

・事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品であり、国による個別審査を受けたものではないため、一般健康食品と同じ基準で審査

D：健康食品

① 医薬品的な病気治療等を目的とするかのような表現は禁止

<不適例>

糖尿病・高血圧・動脈硬化の人に	ガンがよくなる	便秘がなおる、便秘を解消する
成人病、慢性疾患を予防します	頭痛、腹痛などを和らげる効果がある	眼病の人のために

② 医薬品的な効果・効能表示の禁止

- ・たとえ暗示的であっても、医薬品的な効能効果は表現してはならない。
- ・医療法の規制により「痩身」「伸長」「豊胸」効果は、食品広告では標榜してはならない。

疲労回復、体力増強、食欲増進	血液を浄化する、血液がさらさらに	病中、病後の栄養補給に
老化防止、若返り	精力をつける	新陳代謝を盛んにする、細胞の活性化

※ 一般的な「栄養補給」「健康維持」「美容」に関する表現は可。（「健康維持」「美容」の表現は医薬品的な効能効果に該当しない）
 ※ 正常な状態でありながら、発育期、妊婦授乳期等において、栄養素の補給ができる旨の表現は可。

E：表現全般

① 誇大・不適切表現・不当表示の禁止

- ・客観的事実証明がない効果文言（「やせる」等）の使用
- ・効果を保証するかのような数字を用いた見出し表現
- ・特定部位が増大・減少する旨の表現
- ・減量効果の持続性を保証する表現
- ・客観的データに基づかない自社製品の優位性の誇示、他社誹謗

② その他の禁止事項

- ・「女優」「モデル」「外人タレント」「学者」等の推薦文等を主題としない
- ・客観的事実にもとづかない使用体験・推薦文の使用や匿名者の使用体験
- ・「使用前・使用后」の写真、数字等の表現は、公的コンテストの入賞者に限り掲載可

※痩身効果を標榜する食品や商品については、「減量効果には個人差がある」旨の一文を加える必要がある。

12. 各種学校・専門学校・養成所

A：各種学校・教育内容に関する広告

学校教育法に定められた形式に準じていること

① 各種学校に関する以下の広告は取り扱いしない

- ・有名大学や大学院の系列や姉妹校であるかのような、名称や表現を用いた広告主の広告。
- ・法律的に認められていない資格を、あたかも法律的に認められ権威があるがごとき表現し、入学を勧誘する広告。
- ・職業紹介の許可をうけずに斡旋、仲介、就職をうたったもの。

② 外国大学の日本校等の広告は、本校が日本の学校教育法による学校では無いことを明記したうえで広告する

③ 予備校や塾などの広告で、裏付けの無い合格率や就職率などを、実績として表示することはできない

B：タレント養成を目的とする会員・劇団員募集および養成学校の広告

① 俳優・歌手・モデル等の養成を目的とする劇団員募集・養成学校の広告は、依頼主が原則として1年以上の業務実績が必要

② 広告にあたっては、養成・研究などを目的とした表現にとどめ、将来の保証をするような表現は行わない

③ 養成修了後の就職の確約は、職安法違反となるので掲載しない

C：芸能プロダクション等の広告

芸能プロダクション等についてあっせん業務をする場合には、厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者でなければならない。

13. 資格取得・通信教育・自己啓発・情報商材

A：通信教育講座・資格取得関連の広告

① 通信教育に仮託した内職者の募集・物品の販売と判断される広告は掲載しない

② 教育の効果について過度の期待を抱かせる表示の禁止

- ・技能研修講座のみをうたうことを原則とし、修得後は副収入の途もあるという表現にとどめる。
- ・知識・技能の習得によって直ちに高収入が約束されたり、保証されたりするような表現をしてはならない。
- ・知識・技能の習得が就職に著しく有利であるかのような表現は、個人・企業により異なるので、この種の表現も認めない。

③ その他注意事項

- ・就業の斡旋を行うとしている場合には、関連法規に抵触していないか注意する。
- ・資料の先着順配布がある場合は、限度数量と配布期間を明示する。
- ・費用（講座料、受講料、申込料、テキスト代など）は必ず明記する。
- ・景品や奨学金その他過大な特典をつけ通信教育生を募集する広告は掲載できない。

B：「記憶術」「速記・暗記法」等の広告

すべての人に効果を保証する広告は掲載しない。

- ① 具体的効果を説明する場合は「教程を完全にマスターした場合」の文言を付記すること
- ② 数字を使用して効果を保証・約束するような誤認期待はさせないこと
- ③ 体験談を主体としないこと
- ④ 「絶対」「一発で」「奇跡」「驚異」等の最大級の文言は使わない

14. 代理店・フランチャイズ・内職・副業の募集

① 下記につき記載しなければならない

- ・広告依頼主である企業名
- ・本店所在地（ウェブ事業の担当部署住所でも可）
- ・ウェブ以外の連絡先（住所や電話番号など）
- ・取扱品の明示（商品内容、価格、種類、および実物写真等）
- ・契約内容の具体的明示（契約金、保証金、権利金、預り金の有無）

② 内職・副業の斡旋に関する下記の広告は掲載しない

- ・いわゆる宛名書内職の募集。
- ・金もうけの秘伝と言ったような、実体の不明確なもの。
- ・カタログ資料請求を主題とするなど説明不足なもの。
- ・マルチ商法、連鎖販売取引などにみられるように新規会員の獲得に重点がおかれ、商品販売を二次的に扱うと思われるような代理店契約。

15. 結婚紹介・出会い・お見合いパーティー

A：結婚紹介サービスの広告

① 下記会社の広告を取り扱う

- ・結婚相手紹介サービス協会（M I S A）加入会社
- ・その他エキサイトが掲載可能と認めた会社

② 上記以外の結婚情報サービス業の会員募集広告については、出会い系広告として審査を行う

B：出会い系サイトの広告

出会い系サイトは全面掲載不可

C：お見合いパーティー

以下の条件を全て満たしているものに限り掲載可能とする。

- ① 年齢確認をしていること
- ② 料金体系が明確であること
- ③ 運営が3年以上であること
- ④ 法人格であること
- ⑤ 店舗を構えていないこと
- ⑥ パーティーの際には仲介者が同席すること

D：合コンサイト

行政主催以外は掲載不可。

16. 悩み・人生相談・風紀

A：易断・催眠術等の広告、非科学的・迷信的な内容が含まれる広告

- ① 易断の広告は鑑定項目、鑑定料金などを明記する
- ② 催眠術に関する広告は、書籍広告および催事等の告知するものに限り、内容を検討したうえ掲載の可否を決定する
- ③ 非科学的なもので読者を迷わせたり不安を与える恐れがあると判断されるものは掲載しない

B：風紀に関する広告

- ① 個人的な求縁、養子縁組み、乳幼児の養成や斡旋等の広告は掲載しない
- ② 風紀を乱す恐れのある広告、残酷・非道な広告、いかがわしい内容の広告は掲載しない（風俗営業含む）

17. 思想・信条・政治・宗教・意見

A：政治・政党・選挙に関する広告

- ・選挙管理委員会等による選挙開催の告知に関する広告は掲載可能。ただし、選挙運動に関わる表現は掲載不可。
- ・議員個人の広告（政党とセットの場合も含む）はいかなる条件でも不可。
- ・政党についての広告も掲載可。ただし以下基準を満たすものに限る。
 - ① 政治団体設立の届出が完了しており、政党助成法に定義された政党、その他政治団体、またはそれらに準じる団体であること
 - ② 公職選挙法およびそのガイドラインで規定されている内容を遵守していること
 - ③ クリエイティブ内に特定の政党等や候補者への選挙や投票の呼びかけなど選挙運動に該当する内容が含まれていないこと
 - ④ リンク先のサイトが政党等のサイトであること
 - ⑤ クリエイティブに政党等の名称が表示されていること
 - ⑥ 合理的な根拠なく一方的に主張を展開したり、他を攻撃したりしていないこと

B：意見広告

いわゆる意見広告は、ユーザーの啓蒙に資する説明的なものは掲載可とし、以下を判断基準とする。

- ① 内容が真実であり、良識を持った目的を有し、責任の所在がはっきりしていること
- ② 他を侮辱、誹謗、中傷せず、社会通念上是認できる表現を持った文言であること
- ③ クリエイティブ内に「意見広告」である旨の表示が入っていること

C：宗教に関する広告

所轄庁（都道府県知事、もしくは文部大臣）の認可を受けた宗教法人であり、初詣などの習慣に基づくもののみ掲載する。教義の紹介及び布教宣伝が目的とみられるもの、もしくは寄付金等の募集をするもの、及び以下のものは掲載しない。

- ① 迷信に類することを根拠にしていて、いたずらに読者の不安感をあおるもの
- ② 信仰による現世利益を強調するもの
- ③ 他の宗教、宗派を批判または非難するもの
- ④ 公序良俗を乱す恐れのあるもの
- ⑤ 募金や物品販売のためのもの
- ⑥ その他エキサイトが不適当と認めたもの

18. ギャンブル

- ① ギャンブル関連の広告は以下のものに限る
 - ・公営団体（広告主がJRA、地方競馬、みずほ銀行などの場合）の競馬・競輪・競艇等、宝くじ、ロト6、toto
 - ※競馬/競輪/競艇の予想サイトに関しては、公共団体の公式サイトであれば掲載可
- ② 海外宝くじは、掲載禁止
- ③ カジノは、掲載禁止
- ④ 麻雀は、掲載禁止

⑤ パチンコ/パチスロ関連

【パチンコ/パチスロ機器メーカー】

掲載可能だが、射幸心をあおるもの・店舗への誘導が入るものは掲載不可

【パチンコ/パチスロホール】

企業広告（店舗への誘導がないものに限る）のみ、掲載可能とする

19. 酒類

未成年者の飲酒を防ぐため、酒類業界の自主規制に基づき、リンク先に「飲酒は20歳を過ぎてから」あるいは「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」等のメッセージを表示する

20. 人材派遣

① 人材派遣

・リンク先のページに、厚生労働省の人材派遣業許可番号が記載されていること。

② 職業斡旋

・斡旋に際し物品購入、講座受講等の義務を負わせ費用がかかる業態は不可。

21. 無体財産及びアマチュア規定

・氏名、写真、肖像、工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）、著作物に関わるものは著作権法等により無断で使用してはならない。

・タレント/著名人などの氏名を購入する場合は、事前にその人物が所属する団体（もしくは本人）に使用許可をとることとする。

・アマチュアスポーツ、オリンピック、国際的博覧会、各国の皇室、王室、元首に関する事柄、国旗などに関する広告

① アマチュアスポーツ競技者および、役員の氏名、談話等を宣伝に使う場合は、日本体育協会スポーツ憲章や同協会加盟競技団体の競技者規定に違反しているものは掲載できない

② オリンピックマーク等、標語、言葉を日本オリンピック協会の承認なく使用しているものは掲載できない

③ 国際的博覧会等のマーク、標語、呼称等を無断で使用しているものは掲載できない

④ 各国皇室、王室、元首に関する事柄、国旗などの尊厳を害する内容を含む広告は掲載できない

22. 比較広告

A：データによる比較広告の場合の掲載条件

① 原則として第三者機関（政府、中立的な調査機関、出版社など）が公正に判断し公表しているデータであること（第三者機関であっても広告主との資本関係またはグループ関係があるものは認めない場合がある）

② エキサイトが必要と判断した場合、直ちに実証データの開示に応じられること

③ 出典元・調査方法を明らかにし、広告面もしくはリンク先ページに掲載すること

④ データを、恣意的に一部抜粋あるいは変更しているものは掲載を認めない

B：データ以外の比較広告または表記についての掲載条件

① 広告内で明らかに他社を誹謗、中傷していないこと

② 「世界一」「No. 1」等の表記については、リンク先にて第三者機関のデータで立証されていることを明記すること

③ 広告面に出典元を表記する

④ エキサイトが必要と判断した場合、根拠となる実証データの即時開示が可能であること

23. 探偵

① 料金体系が明確であること。業務内容は調査のみとし、工作の請負等は不可

② 出生の調査を強調している場合は差別を助長する観点から不可

③ 部分的にでも「盗聴」、「仕返し」、「嫌がらせ」等、公序良俗に問題のある業務を請け負っている場合は掲載不可

24. リサイクル

① 買取を行っている場合は年齢確認を行っていること

② 古物営業許可番号が掲載されていること

- ③ ブランド品の中古販売は掲載不可

25. 並行輸入ブランド商品

並行輸入で輸入した商品の販売告知、またその商品ページへのリンクは掲載不可。

26. チケット販売

- ① チケットを個人売買しているサイトは掲載不可
- ② 個人販売ではない形態でチケットを販売しているサイトは掲載可能

27. ペニーオークションサイト

オークションに関する下記の広告は掲載しない

- ① 入札する際に手数料（コイン）を支払うもの
- ② 自動入札機能があるもの
- ③ 手数料（コイン）が返金できないもの

※なお、上記に含まれないものは個別判断とする。

28. 懸賞サイト・ポイントサイト

ビジネスモデル・ユーザーの責務が不明確なもの、ポイントの利用方法・獲得方法が賭博にあたる恐れのあるものは掲載不可。

29. 国家資格を有する業種（弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・公認会計士・税理士）

- ① 代表者氏名、事務所住所、電話番号、代表者の所属会
- ② 各士業の所属会の定める広告関連規定を遵守していること
- ③ 取り扱う業務における明確な料金体系の表示

その3：クリエイティブに関する注意事項

クリエイティブ確認は入稿時に同時に行われます。入稿期日の厳守していただき、修正の必要があるクリエイティブの場合はすぐにご対応していただき掲載前迄に変更/修正をお願いいたします。また、一部の業種、サービスにおきましては広告掲載のお申込み前にクリエイティブ確認をお願いする場合がございます。

【禁止内容の詳細】

A：誤解を与え、操作を誤らせる恐れのある表現の禁止

- ① 表現に反した動き、ユーザーに誤解を与える表現の禁止
×マーク（アイコン） / 「閉じる」（ボタン） / 「いいえ」（同） / 「キャンセル」（同）は使用禁止。
- ② アラートマークの禁止
ユーザーが何か操作ミスをしたと誤解し、思わずウインドウを閉じようとする状態を創出するため使用禁止。
- ③ ユーザーの認識や意図がないままに登録画面にリンクすることの禁止
リンクに関しては、ユーザー自身がどのようなサービスなのか判るページにリンクすること。いきなりキャンペーン応募ページなどにリンクし、ユーザーが何のサービスか判らない状態でユーザー登録や個人情報の開示を行うような状況を創出しない。

B：不快感を与えるイメージ・テキスト等の使用禁止

不快感を与える表現、猥褻、醜悪、残虐、猟奇的で嫌悪感または不快感を与える恐れのあるイメージ、テキストの禁止。

- ① 猥褻については、極端に肌の露出が多く、性を連想させ、特定の部位を強調する写真・イラストは掲載使用禁止
- ② 残虐のひとつの例として「血」、「死体」は使用禁止
- ③ 疾病患部の写真表現や、施術、サービス使用前後の写真表現は禁止

C：高速点滅・高速振動イメージの禁止

- ① 点滅、コントラストの強い画像の反転、画像の輝度変化が20%を越えるものは1秒間に3回を越える点滅は使用禁止
- ② 鮮やかな赤色の点滅は使用禁止
- ③ 規則的なパターン模様（縞模様・渦巻き模様・同心円模様など）が、画面の大部分を占めるクリエイティブの点滅、振動は使用禁止

D：1行のテキストへのキャラクターの使用制限

ひとつのテキストにつき●/▲/▼/■/◆/★/㊦の使用は最大で2つまでとする。

E：クリエイティブ内における、競合サイト名・ロゴの使用禁止

- ① 具体的には「Yahoo で紹介された・・・」「楽天ショッピングのランキングで上位」などの表現。ただし、リンク先にそのような表現があることは基本的に可能
- ② 総合/ポータル競合企業の子会社（別法人でかつ競合企業とドメインが異なるもの）で、サービス自体は競合しないと判断し掲載を認める企業に関しては、クリエイティブ内に競合ポータルのロゴが出る場合があることを掲載可とする（例：楽天クレジット）。その場合は事前判断及び、エキサイトの修正依頼があった場合はその依頼に応じていただくことが前提となります。

F：その他

- ① 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断使用したクリエイティブの禁止
- ② 音声付動画の埋め込み広告は、広告主がエキサイトの「動画広告・音声付広告の掲載条件」を満たしている場合のみ掲載する
- ③ エキサイトコンテンツの一部と混同する表現の禁止
 - ・ 許可無くエキサイトの社名、ロゴ、レップくんマークの使用は禁止
 - ・ 「エキサイトがお勧めする」等、事実ではないのにエキサイトが広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現の禁止

その4：注意事項

- ・掲載基準につきましては随時見直しを行います。
- ・本書の掲載基準を満たさない案件あっても、弊社判断により掲載可とする場合があります。
また、本書に記載がない項目に関しても内容により掲載不可と判断する場合があります。
- ・業種/サービスによっては掲載をお断りする広告商品があります。
- ・広告掲載中にリンク先ページが変更され掲載基準を満たさない内容になった場合、広告の掲載を中止する場合があります。
- ・ユーザー及び諸機関からクレームの入る危険性があると判断した場合、あるいはクレームがあった場合、その事実関係が判明するまでは広告掲載を謝絶する場合があります。

特に注意すべき誇大表現について

- ① 付加価値をつけた商品（幸福を呼び、金運を呼び、購入/所持することにより定性的な福利が得られる等）の広告に関する注意事項
 - ・取引条件を明示する。
 - ・商品を主題とし付加価値文言・推薦・推奨は副題と認められる。
 - ・商品価格・返品事項・条件を明示している。
 - ・未成年者の申し込みの際は、保護者の署名・捺印が必要である旨明記している。
 - ・読者が未成年の場合、射幸心をあおる表現や成人向けと思われる表現はしない。
 - ・二重価格表示を行っていない。
 - ・付加価値文言は、個人差も考慮し全ての人に効果を保証するかなのような表現は使えない。
 - ・「効果がなければ商品代金を全額お返しします」等、文言を誇張せずに「ご満足いただけない場合は…」等の表現にとどめ、扱いは本文並みの大きさとする。
 - ・クーリングオフの表示を明記する。
- ② 過剰表現の禁止
 - ・「話題沸騰」「マスコミ絶賛」「世界最強」「大反響」「空前の大ブーム」のような、「最大級」的な表現は禁止。
 - ・「驚異」「奇跡」「神秘」「異次元」「超能力」「身につけるだけで」「思いのままに」のような、非現実的な表現は禁止。
 - ・札束や推奨文等の手紙を山にしたような写真は禁止。
 - ・「商品を購入しないと不幸になる」というような、脅迫的表現は禁止。
 - ・推薦者を仮名としないこと。また、推薦文・体験談は事実であることの確認が必要。
 - ・二重・三重の付加価値があるかのごとき表現は禁止。
(無料プレゼント等の特典にも、さらに効果があるような表現は禁止)
- ③ 景品類の提供に関する広告
 - ・消費者庁の定める「不当景品類及び不当表示防止法（景表法）」に準じていることを条件として掲載する。